（第３条関係）（別紙様式第１号） 　　　　　　　　　（基金管理団体→事業実施主体）

 　　　　　　　番　　　号

 　年　月　日

　事業実施主体名

代表者 ○○　○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人日本特産農産物協会

 　　　　　　理事長　　○○　○○

令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業助成金の交付決定の通知について

令和○年〇月〇日付け○第○号で申請のあった令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）については、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則（令和〇年〇月〇日付け公益財団法人日本特産農産物協会制定。以下「実施細則」という。）第３条に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知する。

　なお、助成金交付の対象となる事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、助成対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては承認する。

記

１　助成金交付の対象となる事業は、令和○年〇月〇日付け○第○号で申請（以下「申請書」という。）のあった令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業（以下「事業」という。）とし、その内容は申請書の事業の内容及び計画欄に記載のとおりとする。

２　事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　事業に要する経費　　金○○○○円

 　　助成金の額　　　　　金○○○○円

３　事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の事業の内容及び計画欄に記載のとおりとする。

４　令和３年度果樹気象災害対応緊急支援実施要領（令和３年９月２日付け３農産第891号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）第３の２の（２）に掲げる変更を行う場合は、実施要領第４の１のまた書きの規定に基づき、助成金の変更交付申請を行うものとする。

５　助成金の確定額は、申請書の事業の内容及び計画欄の取組項目における事業に要した配分経費ごとの実支出額に実施要領別表２に定められている補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する助成金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

６　事業実施主体は、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和２年２月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和２年２月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、実施要領、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書（令和３年10月26日付け公益財団法人日本特産農産物協会制定。以下「業務方法書」という。）及び実施細則に従わなければならない。

７　事業の実施に当たっては、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年９月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について」（平成19年12月27日付け19経第1440号農林水産省大臣官房経理課長通知）を準用するものとし、事業実施主体は、事業の厳正かつ効率的な実施に努めなければならない。

８　事業実施主体は概算払により助成金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた助成金の額を遅滞なく事業実施者及び支援対象者に交付しなければならない。

９　事業実施主体は、事業実施者及び支援対象者が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

10　事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

　　なお、当該財産のうち実施細則第５条第２項に定める財産については、同条第３項に定める期間内において、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより、協会の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を協会に納付させることがある。

11　 助成金交付の条件は、前記６、７、８、９及び10に定めるもののほか次のとおりとする。

（１） 事業実施主体は、助成金交付申請書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施者及び支援対象者について、次の条件に従わなければならない。

ア　事業実施主体は、助成金請求書の提出に当たって、上記の事業実施者及び支援対象者について当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して申請しなければならない。

イ　事業実施主体は、助成金請求書の提出後に消費税の申告により上記の事業実施者及び支援対象者について当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（助成金請求書において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実施細則別紙様式第４号により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、事業実施主体は、上記の事業実施者及び支援対象者について、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合は、その状況等について取りまとめの上、実施細則第４条第１項の支払額の通知を受けた日から起算して３ヶ月後までに、同様式により協会に報告しなければならない。

（２） 事業実施主体は、事業実施者及び支援対象者への助成金の交付に際しては、事業実施者及び支援対象者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　この助成金に係る法令、実施要綱、実施要領に従うべきこと。

イ　事業実施者及び支援対象者は、事業計画の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した場合、次の条件に従わなければならないこと。

1. 事業実施者及び支援対象者は、助成金請求書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
2. 事業実施者及び支援対象者は、助成金請求書の提出後に消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（助成金請求書において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実施細則別紙様式第４号により速やかに事業実施主体に報告するとともに、事業実施主体の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、事業実施者及び支援対象者は、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合は、事業実施主体の指示に従い、その状況等について同様式により事業実施主体に報告しなければならない。

ウ　この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して５ヶ年間整備保管しなければならないこと。

 　　　 ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、実施細則別紙様式第５号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

　　エ　 この助成金は、事業以外の用途に使用してはならないこと。

　　オ　 事業実施者及び支援対象者は事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

 　カ　 前記オの財産のうち実施細則第５条第２項に定める財産について、同条第３項に定める期間内においては、事業実施主体の承認を受けないで、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

 　　　 ただし、事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が助成金交付申請書に記載してある場合は、事業実施主体の承認を受けたものとすること。

　　キ　 事業実施者及び支援対象者が前記カにより事業実施主体の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。

（３） 事業実施主体は、前記（２）のカにより承認するときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）と協議を行った上で協会の承認を受けてから承認しなければならない。

 　　なお、前記（２）のカのただし書の場合にあっては、協会の承認を受けたものとする。

（４） 事業実施主体は、前記（２）のキにより事業実施者及び支援対象者からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を協会に納付しなければならない。

（５） 事業実施主体は、事業について、事業実施者及び支援対象者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を協会に返還しなければならない。

（第３条関係）（別紙様式第２号） 　　　　　　　　　（基金管理団体→事業実施主体）

 　　番　　　号

 　年　月　日

　事業実施主体名

代表者 ○○　○○　殿

公益財団法人日本特産農産物協会

 　　　　　　理事長　　○○　○○

令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業助成金の交付決定の変更の通知について

　令和○年○月○日付け第○号で申請のあった令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業助成金変更交付申請については、申請のとおりこれを承認し、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則第３条第２項に基づき、令和○年○月○日付け第○号による交付決定通知の記の一部を下記のように変更したので通知する。

なお、助成金交付の対象となる事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、助成対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては承認する。

記

１　変更の対象となった事業の内容は、当該変更交付申請書記載のとおりとし、その他については、令和○年○月○日付け第○号による交付決定通知のとおりとする。

２　事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

事業に要する経費　　金○○○○円

助成金の額　　　　　金○○○○円

３　事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額は、当該変更交付申請書記載のとおりとする。

（注）　　事業に要する経費及び助成金の額の増減がない場合は本文中の「申請のとおりこれを承認し、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則第３条第２項に基づき、令和○年○月○日付け第○号による交付決定通知の記の一部を下記のように変更したので通知する。」を「申請のとおりこれを承認する。」とする。

（第４条関係）（別紙様式第３号） 　　　　　　　　　（基金管理団体→事業実施主体）

 　　番　　　号

 　年　月　日

　事業実施主体名

代表者 ○○　○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人日本特産農産物協会

 　　　　　　理事長　　○○　○○

令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業に係る事業実施主体助成金額の通知について

令和○年○月○日付け第○号で申請のあった令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業に係る事業実施主体助成金支払請求について、下記のとおり事業実施主体助成金を交付したので、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則第４条に基づき通知する。

記

１　助成金交付額　金○○○○円

２　助成金交付額の内訳

交付決定額　金○○○○円

既交付額　　金○○○○円

今回交付額　金○○○○円

未交付額　　金○○○○円

３　助成金交付対象外額及びその理由（注）

助成金交付対象外額：金○○○○円

助成対象外となった理由：

（注）　助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入不要。

（第４条関係）（別紙様式第４号）　　　　　 　　　　 　（支援対象者→事業実施者）

（事業実施者→事業実施主体）

（事業実施主体→基金管理団体）

 　　番　　　号

 　年　月　日

　　事業実施者名

（事業実施主体名）

（基金管理団体名）

（代表　○○　○○）殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 支援対象者名

（事業実施者名）

（事業実施主体名）

代表　○○　○○

令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業の仕入れに係る消費税等相当額

報告書について

令和○年○月○日付け第○号をもって承認のあった取組について、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則第４条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則第４条による助成金の通知額 | 金　　　　　　円 |
| （令和○年○月○日付けによる額の通知額） |  |
|  |  |
| ２　助成金の通知時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金　　　　　　円 |
|  |  |
| ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金　　　　　　円 |
|  |  |
| ４　助成金返還相当額（３－２） | 金　　　　　　円 |

（注）　その他参考となる資料を添付すること。（３の金額の積算の内訳等）

（第５条関係）（別紙様式第５号）

財　　産　　管　　理　　台　　帳

事業実施者名又は支援対象者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 | 　　　年度（西暦　　　年） | 農林水産省所管補助金名 | 令和３年度果樹気象災害対応緊急支援事業 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 番号 | 事業の内容 | 工期 | 経費の配分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 摘要 |
| 事業区分 | 事業実施者又は支援対象者 | 工種構造施設区分 | 施工箇所又は設置場所 | 事業量 | 着工年月日 | 竣工年月日 | 総事業費 | 負担区分 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の内容 |
|
| 助成金 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
|
| 　 | 果樹緊急事業 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 果樹緊急事業 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 果樹緊急事業 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 果樹緊急事業 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

（注）１　処分制限年月日欄（年は元号を付さないこと又は、付す場合は西暦も記入すること）には、処分制限の終期を記入すること。

　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。

４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。